

2021 年度 認定都市プランナー、認定准都市プランナー 認定審査のお知らせ Certified Urban and Regional Planner

2021年(令和3年)4月1日 一般社団法人 都市計画コンサルタント協会

1. はじめに

2021 年度(令和3年度)の認定都市プランナー及び認定准都市プランナーの認定審査を、下記の通り実施いたしますのでお知らせいたします。

認定都市プランナー制度は、2015 年 10 月に創設した制度で、一般社団法人都市計画コンサルタント協会が、公益社団法人日本都市計画学会、公益財団法人都市計画協会、特定非営利活動法人日本都市計画家協会(以下4団体)と連携して、都市計画の実務専門家を認定する制度です。

認定都市プランナーは、認定申請する専門分野(巻末の参考資料1を参照)を明らかにした うえで実務実績に重きを置いた審査を受けることが大きな特徴です。

※ 今年度より、<u>認定准都市プランナーに限り、専門分野を指定しないで受験することが出来るようになりました。</u>これにより、専門分野が定まらない若い方々が受験し易くなりました。

なお、昨年度より前記の3団体に属さない場合でも認定都市プランナー2名からの推薦があれば、認定審査を受けることが出来るようになりました。これにより、一定以上の実務実績を有する民間機関に属する都市計画実務専門家であれば、誰でも認定審査を受けることが出来ます。

また、認定都市プランナー制度は、本年2月に国土交通省の技術者資格登録制度に登録されました。

これにより、国土交通省の総合評価落札方式において加点評価するなどの措置を通じて制度の活用が進められます。さらに、地方公共団体の発注業務においても、国土交通省よりこの制度の活用を図ることが周知されています。

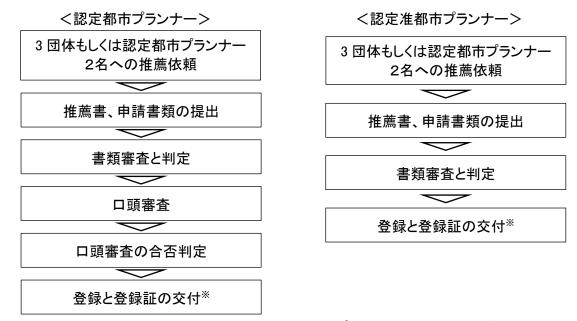
認定准都市プランナーから認定都市プランナーにステップアップしようとすること及び認定 都市プランナーもしくは認定准都市プランナーを取得登録している人が新たな専門分野の認 定登録を得ようすることを歓迎いたします。

本制度による資格は、国が認めた都市計画分野における実務専門家のための唯一の資格です。

皆様、奮って認定審査の申請をしてください。

2. 審査の流れ

認定都市プランナー及び認定准都市プランナーにおける審査の手順は下記の通りです。 認定准都市プランナーは、口頭審査を行いません。



※登録を完了しないと、認定都市プランナーと称することが出来ません

3. 応募資格

●認定都市プランナー

都市計画分野(※注1)における実務経験が 15 年以上(※注2)の都市計画実務専門家で3団体のいずれか、もしくは認定都市プランナー2名から推薦を受けた民間機関等に属する者(※注3)

●認定准都市プランナー

都市計画分野(※注1)における実務経験が5年以上(※注2)の都市計画実務専門家で、3団体のいずれか、もしくは認定都市プランナー2名から推薦を受けた民間機関等に属する者(※注3)

(※注1)

・都市計画分野とは、巻末<参考資料-1>の12の専門分野の範囲を指します。

(※注2)

- 実務経験年数は、2021年3月末日現在で計算して下さい。
- 大学院(修士課程、博士課程)の期間は、実務経験年数に含みません。

(※注3)

- ・「民間機関等に属する者」とは、次に掲げる法人において都市計画実務に定常的に従 事する者とします。
 - 1)会社法第2条第1号に規定する会社
 - 2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1号に規定する一般社団法人等で、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する

認定を受けたものを含む。

- 3) 特定非営利活動促進法第2条第2号の規定による特定非営利活動法人
- 4) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

4. 推薦基準

推薦基準は、プランナーの区分ごと、次の全ての項目を満たすことが必要です。

●認定都市プランナー

- ① 都市計画分野における実務経験が 15 年以上であること
- ② 登録する専門分野において、責任のある立場での実務実績を5件以上有すること
- ③ 都市計画全般において、責任のある立場での実務実績を5件以上有すること

●認定准都市プランナー

- ① 都市計画分野の実務経験が5年以上であること
- ② 都市計画の基本的知識(法令、事業制度等)を習得していると認められること
- ③ 都市計画分野の業務において、上司の指導のもとに一定水準以上の成果を出すことが出来ると認められること
- ④ 登録する専門分野における実務実績を3件以上有すること
- ⑤ 都市計画全般における実務実績を3件以上有すること
 - ※専門分野を選択しないで申請をする場合は、上記の④及び⑤に替えて、都市計画全般における実務実績を6件以上有すること。

5. 推薦方法

推薦方法に以下の4つがあります。

- ①都市計画コンサルタント協会の会員企業に属する場合は、会員企業の代表者、もしくは 都市計画部門の長が推薦条件に基づき、都市計画コンサルタント協会会長に推薦を依頼し、都市計画コンサルタント協会会長が推薦。
- ②日本都市計画学会の会員の場合は日本都市計画学会長が推薦。
- ③日本都市計画家協会の会員の場合は日本都市計画家協会長が推薦。
- ④上記に属さない場合は、認定都市プランナー登録者の2名が推薦。

詳しくは、①~③で推薦を受けようとする場合は各団体に、④で推薦を受けようとする場合は、都市計画コンサルタント協会に問い合わせてください。

④で必要な認定都市プランナー登録者のデータベースは下記をご覧ください。また、推薦者に関してのご相談に応じます。

http://www.toshicon.or.jp/nintei/search.php

6. 審査方法

上記のいずれかから推薦を受けたものを対象に、下記の審査を行う

(1)書類審査

- 1)推薦書および申請書類の入手方法と提出
 - ・都市計画コンサルタント協会のホームページ「認定都市プランナー制度」のページから、それぞれの推薦を受けようとする方法を選択したうえで、推薦書および申請書類を ダウンロードして下さい。(http://www.toshicon.or.jp/certified)
 - ※認定審査申請書は、年度ごとに更新します。<u>必ず申請を行う年度の最新の申請書をホームページからダウンロードして下さい。</u>(過去の申請書を用いると書類審査が 不合格となります)
 - ※<u>認定准都市プランナーの認定申請をする場合は、専門分野を指定する場合と指定しない場合の二通りの申請書様式があります</u>。間違わないでダウンロードして下さい。
 - ・申請書類に記入したのち、それぞれが指定する推薦者の署名捺印をもらって提出して下さい。
 - ・専門分野は12分野のうち、ひとつを選択して下さい。複数の選択は出来ません(専門分野は巻末の<参考資料-1>を参照)。
 - ※認定准都市プランナーにおいて専門分野を選択しないで申請をする場合は、都市 計画コンサルタント協会ホームページにある「専門分野を選択しないで申請する」と ある申請様式にて申請して下さい。
 - 申請書提出後の修正依頼は受け付けません。
 - (注)日本都市計画学会の推薦を受けようとする認定**准**都市プランナーは、所属する 組織の代表もしくは都市計画部門の長の推薦が必要となります。 推薦書は学会の HPからダウンロードして下さい。

(http://www.cpij.or.jp/com/coop/planner.html)

- (注)2021 年度から「専門分野以外の都市計画分野に係わる実務実績調書」(様式 3-2)及び「実務実績調書の業務概要(専門分野以外の都市計画分野)」(様式 3-4)において、5カ年以内に取り組んだ業務を必ず1業務含めなくても可とするように記載内容を変更しました。
- 2) 推薦書および申請書類の提出方法
 - ・推薦者が署名捺印をした推薦書及び申請書類一式(施行規程第 11 条第 1 項)を、 2021 年5月 24 日(月)までに(消印有効)下記に郵送してください。

郵送先

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-12-18 ハイツニュー平河

- 一般社団法人都市計画コンサルタント協会 認定都市プランナー制度運営事務局
- ・また、併せて、<u>上記期日までに推薦書及び申請書類一式をEメールにて、下記に送付してください。</u>

3)書類審査方法、判定通知

- ・認定都市プランナー評価委員会が、①推薦された者が推薦基準に合致していること、 ②申請書類の不備の有無等について書類審査の判定を行い、申請書類締め切り後概 ね1ヵ月後に判定結果を申請者本人に通知します。
- ・書類審査を通過した認定准都市プランナー申請者については、結果通知書とともに、 登録の案内書を郵送しますので、登録手続きを行ってください。

(2)口頭審査(※認定都市プランナーのみ)

書類審査を通過した認定都市プランナー申請者には、結果通知書とともに受験票を郵送しますので、そこに審査手数料領収書、本人の顔写真、返信用切手を貼付し、協会事務局に送り返して下さい。この後に審査日時を記載した受験票を送りますので、口頭審査に進んで下さい。

なお、口頭審査は、想定を超えた応募者があった場合は、2回に分けて実施することがあります。この場合、2回の振り分けは抽選にて行います。

第1回は次に示す月日で実施します。

1) 口頭審査の日程(第1回)

- -2021 年 10 月9日(土)、10 月 10 日(日)、10 月 23 日(土)、10 月 24 日(日)、の<u>いずれか1日の午前10時から午後5時までの間の1時間</u>
 - ※認定申請者それぞれの口頭審査の日時は、受験票に記載します。
 - ※受験票に記載する受験日時に対する変更の申し出は、原則として受け付けません。

2)口頭審査会場(予定)

「ちよだプラットホームスクウェア」 東京都千代田区神田錦町3-21

3)審査手数料 15千円

※主催者の理由により口頭審査を中止または日程を変更する場合を除いて、いかなる 理由にかかわらず、お振込みいただきました審査手数料は返金しません。

4)受験票の送付

・口頭審査の遅くとも1ヵ月前までに、口頭審査の受験票を申請者宛に郵送にて送付します

5) 口頭審査の内容

口頭審査は、原則として日本都市計画学会推薦の学識経験者と認定都市プランナーの 2 名 1 組が口頭審査委員となり実施いたします。

ロ頭審査では、あなたが提出した申請書をもとに、次のような項目に関して口頭審査委員から質問があります。また、それぞれの項目の時間配分は次の表の通りです。

表1 口頭審査の項目、内容、配分時間について

項目	主な内容		概ねの 配分時間
1. 表現力	1-1)業務実績調書等の申請書類の記述が適切かどうか の評価		_
	1-2)都市計画分野の実務における自分自身のこれまでの取り組みに関する自己 PR を行う(自慢の出来る業務実績、実務遂行上の信念、認定都市プランナーとして取り組みたいこと など)。		5分程度
2. 業務を通じた、 関係法令等の認 識度・見識及び 実務経験に関す る質疑応答	2-1) 申請した専	2-1-1) 関係法令解釈や制度運用等の認識度に ついての質疑応答	20 分程度
	門分野に関 する質疑応 答	2-1-2) 実務実績調書とその業務概要をもとに、取り組み方、果たした役割等についての質疑応答	
	2-2) 都市計画分 野全般に関 する質疑応 答	2-2-1) 関係法令解釈や制度運用等の見識につい ての質疑応答	15 分程度
		2-2-2) 実務実績調書とその業務概要をもとに、取り組み方、果たした役割等についての質疑応答	
3. その他実務専門家としての社会性、倫理性に関する質疑応答	3-1)社会的活動への参加、人材育成等に取り組んでいる ことに関する質疑応答		5分程度
	3-2)認定都市プランナーとして備えるべき、都市計画業務 が持つ社会性・公益性に関する倫理観の質疑応答(認 定都市プランナー倫理規定に対する理解度)		
計			45 分程度

※各項目の配点以外に、5点の加点があります。加点には優良業務登録制度(ejob 事業)で 優良業務として登録された業務実績があることなどの表彰加点があります。表彰加点の 詳細は様式 3-1、3-2 の※印をご覧ください。

6) 口頭審査の合否判定の主な基準

●口頭審査の配点

・口頭審査の配点は、表1の2「業務を通じた、関係法令等の認識度・見識及び実務経験に関する質疑応答」が最も重視されます。

- ●口頭審査において認定都市プランナーとして認定する習熟度の基準 認定都市プランナーとして認定する習熟度の基準は下記の通りです。 この2点を認定都市プランナーとして認定する基本的要件とします。
 - ①実務経験 15 年以上のプランナーの標準的な習熟状況を上回る資質・能力を有し、 責任のある立場での業務遂行(部下を指揮しつつ、業務の進捗管理、内容の質的確保・向上、新たな提案等の業務遂行を中心的に担い、責任を持って一定水準以上の成果を出すこと)が出来るプランナーであること
 - ②都市計画全般における基礎的な「知識」もしくは「見識」をもち、その上で得意とする専門的分野の豊かな実績と知識を有する者であること。
- ●次の2点をいずれも満たすことが合格の採点基準です。
- ① 表1の1から3の合計点が合格基準以上であること
- ② 表1の 1-1)から 3-.2)の8項目それぞれが定める合格基準以上であること
- ●「倫理観」の判定について
- ・表1の3-2)の倫理観については、口頭審査において<u>巻末にある<参考資料-2>の「認定都市プランナー倫理規定」の項目及び内容を必ず問われます。 あらかじめ、</u> 認識しておいて下さい。
- 7) 認定准都市プランナー登録者が認定都市プランナーを受験する場合の特例 認定准都市プランナーを登録済みの人が、<u>同一の専門分野で</u>認定都市プランナーを受験する場合、一定の加点を行います。
- 8)審査結果の通知と登録

2021年12月末日までに本人に郵便にて通知する予定です。

6. 登録と登録証の交付

合格された方には、登録申請書を提出するとともに登録手数料を納付することにより、登録証を交付いたします。なお、登録手数料は以下の通りです。

- ●認定都市プランナー:20千円
- ●認定准都市プランナー:5千円

※2 分野以上の専門分野を登録する場合は、登録料が上記の半額になります。

なお、登録の有効期限は4年間です。引き続き認定を受ける場合は登録更新が必要になります。

7. 登録内容のデータベース化と公開

登録した内容(個人情報を除く)は、本協会のホームページにおいて、検索可能なデータベースとして公開します。

12 の専門分野区分と各々の分野に関連する業務実績の代表例

注)下記は 12 分野に該当する代表的な業務名を記載してあるが、代表例に該当しなくてもその分野の業務であると判断する場合は、その専門分野の業務として申請書に記載することが出来る。ただしこの場合は、業務概要においてその分野の業務であることを明確に記載する必要がある。

専門分野区分		業務実績の代表例
基本分野	① 総合計画	国土計画、地方・広域計画、都市総合計画・都市計画マスタープラン、立地 適正化計画等の総合計画一般に関する計画・調査
	② 土地利用計画	地区及び都市の土地利用計画、地域地区制度活用、地区計画等の土地利用計画一般に関する計画・調査
	③ 市街地整備計画	市街地整備計画、オープンスペース計画、都市再生計画、土地区画整理事業計画、市街地再開発事業計画、地区計画、住環境整備事業計画、住宅地計画、団地計画・再生事業計画、中心市街地活性化計画等の市街地整備計画一般に関する計画・調査=
	④ 交通計画	総合都市交通計画、交通施設計画(鉄道・新交通・LRT・街路・自転車道、駅広等)、公共交通マスタープラン、TDM等交通管理・運用管理計画等の交通計画一般に関する計画・調査
	⑤ 公園緑地計画	緑の基本計画、緑地・公園計画、オープンスペース計画、農とみどりのまちづくり、観光・レクリエーション等の公園緑地計画一般に関する計画・調査
横断的分野	⑥防災	都市防災・地域防災計画、避難計画・誘導、宅地防災等の防災計画一般に 関する計画・調査
	⑦景観・都市デザイン	景観計画、景観まちづくり、色彩調査・計画、都市空間デザイン、歴史まちづくり等の景観・都市デザイン一般に関する計画・調査
	⑧環境・エネルギー	環境基本計画、環境影響評価、低炭素・脱炭素対策、エネルギー供給計画 (再生可能エネ含む)、廃棄物政策、上・下水道計画等の環境・エネルギー 計画一般に関する計画・調査
	⑨住まい・コミュニティデザイン	市民参加・自主まちづくり、担い手育成・支援、防犯まちづくり、多様な住まい方・働き方、プレイスメイキング、住生活基本計画等の住まい・コミュニティデザイン一般に関する計画・調査
	⑪健康•福祉	都市・地域の健康・医療・福祉のまちづく計画、ユニバーサルデザイン推進計画等の健康・福祉計画一般に関する計画・調査
総合マネ ジメント -	①都市•地域経営	都市再生、コンパクトシティ形成支援、中心市街地活性化、公共施設政策 (再編・ストック管理等)、産業政策(観光・農山漁村振興・流通運輸工業団 地計画など)、地方創生、TOD/交通拠点開発、資産活用管理(空家・中古 住宅流通など)、リノベーション、土地問題、プレイスメイキング、SDGs、計 画・事業効果検証・分析、地方財政・金融等の都市・地域経営一般に関す る計画・調査
	⑪プロジェクトマネジメント・エリアマネジメント	都市に関連するプロジェクトの計画、設計、進行、財務等の管理、関与主体コーディネートなどのプロジェクトマネジメント一般に関する計画・調査・運営。エリアの価値、魅力、持続性等を高めるためのエリアマネジメント一般に関する計画・調査・運営

認定都市プランナー倫理規定

認定都市プランナーは、持続可能で豊かな都市の実現に寄与する都市計画コンサルタントの使命と職責を自覚し、責任ある技術者として中立・公正な立場で信義に基づき誠実に職務を遂行するとともに、都市計画が高い公共性を有していることを認識し、日頃から専門技術の研鑽に励み、公共の福祉の向上に貢献し、社会からの信頼と尊敬を得るために、次の事項を遵守する。

1. 品位の保持

認定都市プランナーは、常に専門家として、また一人の人間として品位の向上と保持に努めること。

2. 秘密の保持と漏洩の防止

認定都市プランナーは、業務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。

3. 社会的責任の全う

認定都市プランナーは、法令の遵守はもとより、その活動が社会・経済・環境に与える影響が多大であることを認識し、業務遂行過程における各種判断や言動について 責任を持つこと。

4. 公共の福祉への貢献

認定都市プランナーは、業務の遂行にあたって、社会全体の利益を重んじ、公共の福祉の向上に貢献するよう努めること。

5. 社会的公正の確保

認定都市プランナーは、多様な関係主体の意見を尊重しつつ、専門的見地から客観性と透明性をもって業務を遂行し、社会的公正の確保に努めること。

6. 業務の品質向上と技術的責任の全う

認定都市プランナーは、常に知識を磨き、技術力の向上に努め、業務の品質向上に最大限の努力を払うとともに、業務の技術的内容について説明責任を果たすこと。

7. 社会活動等への積極的参加

認定都市プランナーは、都市計画が社会科学の側面を有していることを認識し、その専門的知識・技術を市民団体、学会、協会等へ積極的に参加することにより有効に活用し、広く社会に貢献すること。

8. 他の分野の専門家との交流・協調

認定都市プランナーは、都市計画が多様な広がりを有することを認識し、他の分野の専門家と積極的に交流するとともに、業務の遂行にあたっては協調に努めること。

問い合わせ先

(一社)都市計画コンサルタント協会 認定都市プランナー事務局 電話:03-3261-6058

Email: curp @toshicon.or.jp

※認定都市プランナー制度の詳しい内容は、都市計画コンサルタント協会ホームページの認 定都市プランナー等認定登録制度施行規程、施行規則を参照して下さい。

http://www.toshicon.or.jp/institution